

雇児総発第0208001号

障発第0208001号

平成20年2月8日

都道府県

各 指定都市 民生主管部局 御中

中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課長



子どもの施設の安全全国一斉総点検について

児童福祉行政の推進については、かねてよりご協力を賜り、御礼申し上げます。

「生活安心プロジェクト緊急に講ずる具体的な施策」（平成19年12月17日「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合）において、『生活安心プロジェクト』4つの国民運動の実施について」が決定され、「子どもの施設の安全全国一斉総点検」を行うこととされました。

これを受け、平成20年2月5日に『生活安心プロジェクト』に関する関係省庁局長会議において、参考資料1『生活安心プロジェクト』4つの国民運動の実施について」のとおり具体的な方法等について申し合わせが行われました。

つきましては、管内児童福祉施設等及び市町村に対して、平成20年3月中に、施設内に設置されている遊具について、資料1により安全点検及び確認等を実施し、資料2の実施状況確認書を掲示することを呼びかけていただくとともに、資料3に

基づきその結果を調査し、ご回答いただきますようお願いいたします。

また、内閣府において、標記の幅広い周知・広報を図るため、ポスターA4版を作成していますので、各施設において掲示等にご協力いただきますようお願いいたします。

【調査に関する問い合わせ先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課企画法令係 多田・米岡

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-5253-1111（内線7825）

03-3595-2491（直通）

【配布ポスターに関する問い合わせ先】

内閣府「安全で質の高い暮らし」特命室 大上（おおがみ）

電話：03-3581-5525

「子どもの施設（遊具）の安全点検」を実施する際の留意事項

今回の点検要請は、遊具の管理者に対して法令上の義務を課すものではありませんが、「生活安心プロジェクト」の目的や趣旨をふまえ、可能な限り「子どもの施設の安全全国一斉総点検」に取り組んでいただきますようお願いいたします。

（１）点検対象

本安全点検の対象は、保育所、児童館、児童遊園に限らず、広く子どもが利用する施設の安全確保を図るため、児童福祉施設等（具体的な施設種別は以下のとおり）に設置されている遊具とする。

なお、豪雪地域の児童福祉施設等において、「子どもの施設の安全全国一斉総点検」（以下、「総点検」という。）の実施期間（２月６日から３月３１日）に利用に供していない（取り外されている等）場合は、点検の対象としない。

【調査対象施設】

児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、保育所、へき地保育所、児童館、児童遊園、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設。

（２）点検方法

① 点検実施状況の確認

今年度中における、点検日、点検実施者（職員、委託業者等）、点検方法（目視、触診、聴診等）、不具合が発見された場合の措置内容等について、児童福祉施設等ごとに確認する。

② 児童福祉施設等に設置されている遊具の点検

児童福祉施設等に設置されている遊具について、「総点検」実施期間中に安全点検を実施する。

ただし、①の確認の結果、適切な頻度、方法等により、点検を行っている場合は、直近に行った点検の結果を確認することで足りるものとして差し支えないが、これを機会に子どもの安全確保の観点から、定期点検により一層取り組むことが望ましい。

③ 「実施状況確認書」の掲示

①及び②をふまえ、遊具が設置されている児童福祉施設等では、「実施状況確認書」（資料２）を速やかに掲示するものとする。

ただし、遊具が設置されている付近に掲示が困難な場合（掲示板が設置されていない等）には、ホームページなどによる掲示でも構わない。

また、実施状況確認書は「総点検」の実施期間中である３月３１日までに掲示する。（掲示期間は、５月の大型連休終了後までを目安とする。）

なお、実施状況確認書の掲示後に「点検」を実施した場合には、掲示内容を更新することが望ましい。



—みんなで参加—
子どもの施設の安全点検

子どもの施設の安全点検 実施状況確認書（例）

当〇〇〇は、平成 20 年 2 月 5 日「生活安心プロジェクト」に関する関係省庁局長連絡会議申合せ、「子どもの施設の安全全国一斉総点検」に基づき、点検実施状況等について、以下のとおり確認しましたので、お知らせします。お気づきの点がありましたら、下記施設管理者までご連絡ください。

記

- 1 当〇〇〇は、子どもの安全確認のため、定期点検を毎年〇回実施しています。
- 2 平成 20 年△月□日に、□〇について日常点検を行い、施設の安全性を確認しました。

平成 20 年 3 月〇日

施設管理者名

(連絡先: 1 2-3 4 5-6 7 8 9)

—安心で質の高い暮らしに向けた総点検—
生活安心プロジェクト

—生活安心プロジェクト—
4つの国民運動

「子どもの施設（遊具）の安全点検」 実施要領

1. 調査対象

児童福祉施設等（具体的な施設種別は以下のとおり）に設置されている遊具

【調査対象施設】

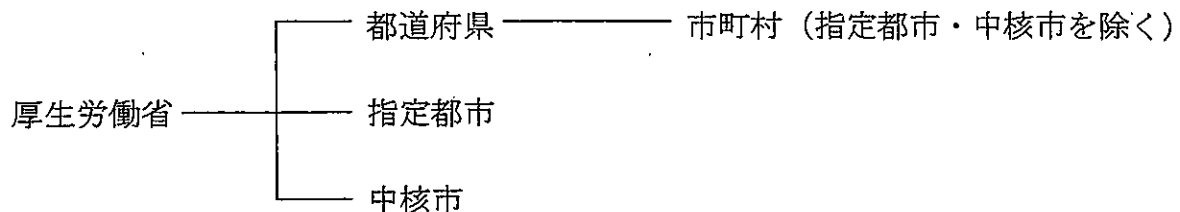
児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、保育所、へき地保育所、児童館、児童遊園、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設。

2. 調査項目

別紙様式のとおり

3. 調査方法

安全点検状況総括表は、都道府県から（指定都市・中核市には直接）管内市町村に配布し、管内市町村分を取りまとめの上、提出すること。



4. 回答期限

平成20年4月25日（金）17:00まで

5. 提出先

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課企画法令係
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
電話：03-5253-1111（内線7825）
03-3595-2491（直通）
FAX：03-3595-2668

6. 備考

調査結果については、内閣府において、各省庁の結果を取りまとめた上、公表する場合があります。

安全点検状況総括表（児童福祉施設等に設置されている遊具）

自治体名

担当者名

連絡先電話番号

	①	②	③	④	⑤
	点検を呼びかけた施設数	遊具を設置している施設数	点検の実施報告のあった施設数	点検を受け何らかの措置を講じた施設数	実施状況確認書を掲示した施設数
児童養護施設					
児童自立支援施設					
母子生活支援施設					
乳児院					
情緒障害児短期治療施設					
保育所					
へき地保育所					
児童館					
児童遊園					
知的障害児施設					
知的障害児通園施設					
盲ろうあ児施設					
肢体不自由児施設					
重症心身障害児施設					

「生活安心プロジェクト」4つの国民運動の実施について

平成 20 年 2 月 5 日

「生活安心プロジェクト」に関する
関係省庁局長会議申合せ

「生活安心プロジェクト緊急に講ずる具体的な施策」(平成 19 年 12 月 17 日「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合)において実施することとされている4つの国民運動について、下記のとおり申し合わせる。

記

1. 4つの国民運動の実施

(1) 食の安全・安心に関する対話

食の安全・安心に関する対話については、別紙1に基づき実施する。

(2) 子どもの施設の安全全国一斉総点検

子どもの施設の安全全国一斉総点検については、別紙2に基づき関係省庁から、各管理者への要請等を実施する。

(3) 交通事故死ゼロを目指す日

交通事故死ゼロを目指す日については、「交通事故死ゼロを目指す日」の実施について」(平成 20 年 1 月 11 日中央交通安全対策会議交通対策本部決定、別紙3)に基づき実施する。

(4) 青少年を有害情報環境から守るための国民運動

青少年を有害情報環境から守るための国民運動については、「青少年を有害情報環境から守るための国民運動」の進め方」(平成 20 年 2 月 5 日 IT 安心会議、別紙4)に基づき実施する。

2. 国民運動への参加呼びかけ等

国民運動の趣旨、内容等について各府省の職員等に周知し、職員等に対し国民運動への参加を呼びかける。

子どもの施設の安全全国一斉総点検について

公園の遊具など子どもの施設は、本来、子どもにとって、冒険や挑戦、社会的な遊びの機会を提供し、子どもの遊びを促進させるものですが、そのためには安全確保が十分に図られることが不可欠です。

したがって、子どもの施設の管理者は、自らの責任において、安全確保のため万全を期していただく必要があります、これまでも、各施設管理者におかれては、関係省庁から通知されている子どもを含む利用者の安全確保のために執るべき措置等を踏まえ、点検、補修等、施設の安全確保に関する取組が行われてきたところです。

こうしたなか、政府は、真に消費者や生活者の視点に立った行政に発想を転換することとし、昨年 12 月 17 日に「生活安心プロジェクト」緊急に講ずる具体的な施策を決定しました。これに基づき、主に子どもが利用する施設について、事故防止の観点から、全国一斉に総点検を実施することとしました。実施にあたっては、幅広い周知・広報を通じて、多くの国民が自ら点検に参加できるようにし、国民的な安全意識の高揚を図ることとします。

各管理者におかれては、別添 1 「子どもの施設の安全点検 実施要領」により、それぞれの責任において自主点検を行い、その結果を施設の入口等に掲示等していただくようお願いします。

今回の要請は、各管理者に対して法令上の義務を課すものではありませんが、関係の皆様におかれては、子どもの施設の安全確保のため、積極的に対応していただくようお願いします。

子どもの施設の安全点検 実施要領

1. 概要

子どもが主に利用する施設の各管理者(*)において、施設の安全確保のため、全国一斉に自主点検を行うとともに、その結果を掲示していただく。

(*管理委託等が行われている場合には、管理について実質的に責任を負う者)

2. 対象とする施設

都市公園（都市公園及び都市公園に準じて管理を行っている公園）、公共住宅団地、保育所、幼稚園、小学校、児童館、児童遊園における遊具及び建築基準法の対象となる遊戯施設とする。

ただし、2月から3月中に使用されない施設は除く。

3. 呼びかけ方法

関係省庁から全国の子どもの施設の管理者に下記により呼びかけ。

〈都市公園〉・・・・・・・・・・国土交通省
〈公共住宅団地〉・・・・・・・・国土交通省
〈保育所〉・・・・・・・・・・厚生労働省
〈幼稚園、小学校〉・・・・・・文部科学省
〈児童館、児童遊園〉・・・・厚生労働省
〈建築基準法の対象となる遊戯施設〉・・・国土交通省

4. 点検内容

- ① 当該施設について、点検実施状況（日常点検又は定期点検時における目視・触診・聴診等の点検方法と内容、頻度等）を確認する。
- ② 「子どもの施設の安全点検」の実施期間中に点検を実施する。ただし、①に基づき確認した頻度、方法により適切に点検を行っている場合は、直近に行った施設の点検の結果を確認することで足りる。
- ③ 「子どもの施設の安全点検」の実施期間中に、実際に点検を実施する場合には、地域の住民の参加を得るなど、多くの国民が自ら点検に参加できるようにし、施設の安全に関する認識を深め、国民的な安全意識の高揚を図ることとする。ただし、点検に危険を伴う等特段の事情がある場合はこの限りでない。

5. 実施時期

可能な限り速やかに実施。3月中に確認書等（別添2を参照）を掲示等することが望ましい。

6. 確認書の掲示方法

都市公園等の入口等に、少なくとも5月の大型連休後まで掲示することが望ましい。



—みんなで参加—
子どもの施設の安全点検

子どもの施設の安全点検

実施状況確認書

当〇〇〇は、平成 20 年 2 月 5 日「生活安心プロジェクト」に関する関係省庁局長連絡会議申合せ、「子どもの施設の安全全国一斉総点検」に基づき、点検実施状況等について、以下のとおり確認しましたので、お知らせします。
お気づきの点がありましたら、下記施設管理者までご連絡ください。

記

- 1 当〇〇〇は、△□規定に基づき、目視（触診・聴診等）による日常点検を年〇回、測定機器等を用いた定期点検を毎年 1 回実施しています。
- 2 平成 20 年△月□日に、△□規定に基づき、□〇について日常点検を行い、施設の安全性を確認しました。

平成 20 年 3 月〇日

施設管理者名

(連絡先: 1 2-3 4 5-6 7 8 9)

—安心で質の高い暮らしに向けた総点検—
生活安心プロジェクト

—生活安心プロジェクト—
4つの国民運動